

静岡県告示第7号

静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1（平成31年3月29日公表）の別に定める「くろまぐろ」の第2に規定する三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量のうち、第3の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項に規定する採捕の種類別の数量のうち、漁船漁業等に係る期間別の数量が平成31（2019年）年4月から令和元年7月までの割当量を超えているので、第5の規定に基づき告示する。

令和元年5月7日

静岡県知事 川 勝 平 太